

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を求める意見書

昭和54年、国際連合総会は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は昭和60年、この条約を批准した。令和4年10月現在、189カ国が締約国となっている。

平成11年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国際連合総会で決議・採択され、平成12年12月末に発効している。令和4年10月現在、条約締約国189カ国のうち115カ国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

女性差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は、女性差別撤廃条約選択議定書の審議に参加し決議に加わったものであるが、日本は男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数2022」では146カ国中116位となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、本市議会は国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた環境整備を進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月23日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

衆議院議長

参議院議長